

町営住宅入居者募集

入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町垂水1764)	1戸
募集戸数	緒方団地(上毛町緒方387-1)	1戸
家賃	所定の算出方式による	
入居予定日	7月1日(水)	

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間 6月1日(月)～15日(月)
8:30～17:15(土、日を除く)

■入居者資格
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※高齢者、障がい者世帯、中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、収入月額214,000円以下
※収入月額=(世帯全員の年間総所得-扶養家族の諸控除等)÷12ヶ月
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)

■問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線147)

年金受給者の皆様へ 年金額改定通知書・ 年金振込通知書が届きます

日本年金機構から6月上旬に送付されます。

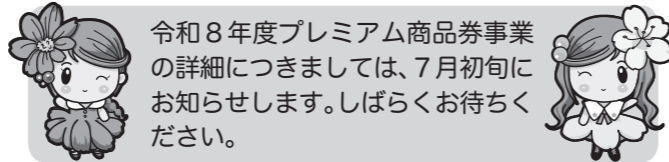
この通知書は、年1回しか送付されないため、大切に保管してください。

※詳細またはご不明な点などありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

■問 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873

令和8年度 上毛町プレミアム 商品券取扱店を募集します！

令和8年度から新たに加盟店登録を希望される事業者は、商工会にお問い合わせください。
6月30日(火)までにお申込み頂くと、購入者に配付する商品券チラシに掲載することができます。



令和8年度プレミアム商品券事業の詳細につきましては、7月初旬にお知らせします。しばらくお待ちください。

■問 上毛町商工会 ☎ 72-3195

物価高対応 福岡県子育て応援金 対象のこども1人あたり1万円を支給します

①手続きが原則不要な方 (福岡県から支給通知が届いた方)

- ・福岡県内在住の平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれたこどもの保護者など(保護者が公務員の児童を含む)
- ・令和8年3月31日時点で福岡県外に転出しているこどもの保護者

■通知時期 5月中旬から

■振込時期 6月から順次

※振込口座を変更したい方、受給を辞退される方は、手続きが必要です。

②手続きが必要な方 (福岡県から支給通知が届いていない方)

■対象

他都道府県で国の「物価高対応子育て応援手当」を受給し、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに福岡県外から福岡県内に転入した保護者など

■申請受付期間 6月1日～12月28日

※特設サイトから、マイナンバーカードを利用してオンライン申請ができます。

■問 福岡県子育て応援金事務局 ☎ 092-401-1685



特設サイト

児童手当制度 6月は支給月・現況届の提出月です

■支給対象 高校生年代までの児童を養育している方(18歳に達する日の以後の最初の3月31日まで)

■支給時期 手当は年6回、2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分まで(2か月分)がまとめて支給されます。

■支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)	
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～18歳 (18歳到達後の最初の年度末まで)	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※「第3子以降」とは、22歳まで(22歳に達する日の以後の最初の3月31日まで)の養育をしている児童のうち、3番目以降のお子さんのことをいいます。



■現況届は 毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

上毛町では、受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を原則「不要」としています。ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

〈現況届の提出が必要な方〉

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地上毛町と異なる方
- ②上毛町に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤その他、上毛町から提出の案内があった方

〈その他の届出〉

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

■問 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 72-3127(内線223)



変更事項があった方は子ども未来課に届け出てください。

保育所・認定子ども園を利用されている方 現況届の提出をお願いします

この現況届は、引き続き保育認定を受けられるかを確認するものです。現況届を提出しない場合、認定を取り消される場合もありますのでご注意ください。

対象者には個別に通知していますので、必ず期間内に手続きを行ってください。

■対象者 令和8年5月1日時点で保育所、認定子ども園を利用している保護者
※令和8年4月以降に利用申請を行い、5月以降に利用を開始した方は対象外です。

■提出期間 6月1日(月)～30日(火)※土、日を除く

■提出先 子ども未来課 子育て支援係

※受付場所などの詳細については個別通知をご確認ください。

■問 子ども未来課 子育て支援係 ☎ 72-3127(内線227)

